

この説明書は令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等において、居住者で外国税額控除の適用を受ける方のために用意したもので、外国税額控除額の計算方法や手続について説明しています。

なお、恒久的施設を有する非居住者で外国税額控除の適用を受ける方は、「外国税額控除を受けられる方へ（非居住者用）」を読んでください。

※ この説明書は、令和4年11月1日現在の法令等に基づき作成しています。

1 居住者に係る外国税額控除とは

居住者が、その年において外国の法令により所得税に相当する租税（以下「外国所得税」といいます。）を納付することとなる場合には、次の算式①で計算した金額（以下「所得税の控除限度額」といいます。）を限度として、その外国所得税額をその年分の所得税額から差し引くことができます。また、その外国所得税額が所得税の控除限度額を超える場合には、次の算式②で計算した金額（以下「復興特別所得税の控除限度額」といいます。）を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税額から差し引くことができます。

（算式①）

$$\text{所得税の控除限度額} = \frac{\text{その年分の調整国外所得金額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

（算式②）

$$\text{復興特別所得税の控除限度額} = \frac{\text{その年分の復興特別所得税額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

（注）1　国外転出をする場合の譲渡所得等の課税の特例（以下「国外転出時課税」といいます。）の対象となった資産の譲渡等により生じる所得に係る外国所得税（日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限ります。）を納付することとなる場合で、その外国所得税額の計算に当たって国外転出時課税の適用を受けたことが考慮されないなど一定の要件を満たすときは、当該外国所得税額を国外転出の日の属する年において納付することとなるものとみなして外国税額控除額の計算をすることができる制度（以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。）があります。

なお、国外転出時課税の詳細につきましては、国税庁ホームページ（ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>国外転出時課税制度）をご覧ください。

2 「**その年分の所得額**」とは、配当控除や（特定増改築等）住宅借入金等特別控除などの税額控除、災害減免額を適用した後の所得額をいいます。

3 「**その年分の所得総額**」とは、純損失又は雑損失の繰越控除や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの各種繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前のその年分の総所得金額、分離長（短）期譲渡所得の金額（特別控除前の金額）、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。

4 「**その年分の調整国外所得金額**」とは、純損失又は雑損失の繰越控除や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの各種繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前のその年分の国外所得金額（非永住者（年の中途において非居住者から非永住者となった場合を含みます。）については、非永住者期間内において生じた国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。）をいいます。ただし、国外所得金額がその年分の所得総額に相当する金額を超える場合は、その年分の所得総額に相当する金額となります。

※ 国外所得金額とは、所得税法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得及び同項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得（同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。）の金額の合計額（その合計額が0を下回る場合には、0）をいいます。

また、所得税法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得の算定にあたって、国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。以下同じです。）を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、この適用後の金額となります。

国外転出時課税に係る外国税額控除の適用がある場合の「**その年分の調整国外所得金額**」は、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』の「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。

5 「その年分の復興特別所得税額」とは、基準所得税額（その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算した金額をいいます。

2 居住者に係る外国税額控除の対象となる外国所得税の範囲

(1) 外国所得税に含まれるもの

外国所得税とは、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により個人の所得を課税標準として課される税をいい、外国又はその地方公共団体により課される次に掲げるものを含みます。

- ① 超過所得税その他個人の所得の特定の部分を課税標準として課される税
- ② 個人の所得又はその特定の部分を課税標準として課される税の附加税
- ③ 個人の所得を課税標準として課される税と同一の税目に属する税で、個人の特定の所得につき、微税上の便宜のため、所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課されるもの
- ④ 個人の特定の所得につき、所得を課税標準とする税に代え、個人の収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税

(2) 外国所得税に含まれないもの

外国又はその他方公共団体により課される税であっても、次に掲げるものは外国所得税に含まれません。

- ① 税を納付する人が、その税の納付後、任意にその金額の全部又は一部の還付を請求することができる税
- ② 税を納付する人が、税の納付が猶予される期間を任意に定めることができる税
- ③ 複数の税率の中から税を納付することとなる人と外国若しくはその地方公共団体又はこれらの者により税率を合意する権限を付与された者との合意により税率が決定された税のうち一定の部分
- ④ 外国所得税に附帯して課される附帯税に相当する税その他これに類する税

(3) 居住者に係る外国税額控除の対象とならない外国所得税

外国所得税であっても、次に掲げるものは、居住者に係る外国税額控除の対象にはなりません。

- ① 通常行われる取引と認められない一定の取引に基いて生じた所得に対して課される外国所得税額
- ② 資本の払戻しなど所得税法第25条第1項各号に掲げる事由により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額に対して課される外国所得税額（その交付の基因となったその法人の株式又は出資の取得価額を超える部分の金銭に対して課される部分を除きます。）
- ③ 国外事業所等から事業場等への支払につきその国外事業所等の所在する国又は地域において当該支払に係る金額を課税標準として課される外国所得税額
- ④ 居住者の国外事業所等の所在する国又は地域において課される外国所得税のうち、他の者の所得の金額に相当する金額に対しこれを居住者の所得の金額とみなして課される一定の外国所得税の額
- ⑤ 居住者が有する株式又は出資を発行した外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国や地域の法令に基づき、その外国法人の課税標準等又は税額等につき更正又は決定に相当する処分があった場合において、その処分が行われたことにより増額された外国法人の所得金額相当額に対し、所得税法第24条第1項に規定する剰余金の配当等の額に相当する金銭の支払とみなして課される外国所得税額
- ⑥ 租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内上場株式等の配当等又は同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等に対して課される外国所得税額
- ⑦ 居住者がその年以前の年において非居住者であった期間内に生じた所得に対して課される外国所得税額
- ⑧ 外国法人から受ける租税特別措置法第40条の5第1項に規定する剰余金の配当等の額（同項又は同条第2項の規定の適用を受けるものに限ります。）を課税標準として課される一定の外国所得税額
- ⑨ 外国法人から受ける租税特別措置法第40条の8第1項に規定する剰余金の配当等の額（同項又は同条第2項の規定の適用を受けるものに限ります。）を課税標準として課される外国所得税額
- ⑩ 日本が租税条約を締結している相手国等において課される外国所得税の額のうち、その租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限ります。）によりその相手国等において課すことができることとされる額を超える部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額
- ⑪ 外国において課される外国所得税の額のうち、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定により、外国居住者等の対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、又は課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされている部分に相当する金額又は免除することとされる額に相当する金額
- ⑫ 居住者の所得に対して課される外国所得税の額で租税条約の規定において外国税額控除をされるべき金額の計算に当たって考慮しないものとされるもの

- (注) 1 「事業場等」とは、居住者の事業にかかる事業場その他これに準ずる一定のもので、国外事業所等以外のものをいいます。
- 2 国外転出時課税に係る外国税額控除の対象となる外国所得税については、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』の「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。

3 居住者に係る外国税額控除を控除する年分

居住者に係る外国税額控除は、外国所得税（居住者に係る外国税額控除の対象となるものに限ります。以下同じです。）を納付することとなる日の属する年分の所得税及び復興特別所得税の額から控除します。ただし、継続してその納付することが確定した外国所得税額を実際に納付した日の属する年分において控除している場合には、この方法も認められます。

- (注) 1 外国所得税を納付することとなる日とは、申告、賦課決定等の手続により外国所得税について具体的にその納付すべき租税債務が確定した日をいいます。一般的には、外国所得税の課税方式に応じ、それぞれ次に掲げる日となります。
- イ 申告納税方式による場合 納税申告書を提出した日（その提出した日が法定申告期限前であるときは法定申告期限）
- ロ 賦課課税方式による場合 賦課決定の通知があった日。ただし、納期が分割されている場合には、それぞれの納付すべき日
- ハ 源泉徴収方式による場合 その源泉徴収の対象となった利子、配当、使用料等（以下「配当等」といいます。）の支払の日
- 2 外国税額控除を適用する場合の外国所得税額については、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる外国為替の売買相場により邦貨に換算した金額によります。
- イ 源泉徴収による外国所得税 その配当等の額の換算に適用する外国為替の売買相場により換算した金額
- ロ イ以外による外国所得税 納付することが確定した日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値によります。ただし、継続適用を前提としてその確定した日の対顧客直物電信売相場による事もできます。
- 3 国外転出時課税に係る外国税額控除の適用がある場合には、国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなります。）をした後に納付することとなる外国所得税額のうち国外転出時課税の対象となった資産の譲渡等により生じる所得に対して課されたものは、国外転出をした日の属する年において納付することとなるものとみなされます。

4 居住者に係る外国税額控除の繰越控除

(1) 外国所得税額が控除限度額を超える場合

居住者が各年において納付することとなる外国所得税額が、その年の所得税の控除限度額及び復興特別所得税の控除限度額（1の算式参照）と地方税の控除限度額との合計額を超える場合において、その年の前年以前3年内の各年の所得税の控除限度額のうち、その年に繰り越される部分の金額（以下「繰越控除限度額」といいます。）があるときは、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税額から控除します。

- (注) 1 「地方税の控除限度額」とは、所得税の控除限度額にそれぞれ次の割合を乗じた金額の合計額をいいます。

	道府県民税	市町村民税	合計
指定都市以外の区域内に住所を有する方	12%	18%	30%
指定都市の区域内に住所を有する方	6%	24%	30%

※ 指定都市とは、地方自治法第252条の19第1項の「政令で指定する人口五十万以上の市」（いわゆる政令指定都市）をいいます。

※ 申告年分の翌年の1月1日において日本国内に住所を有しない場合は、0となります。

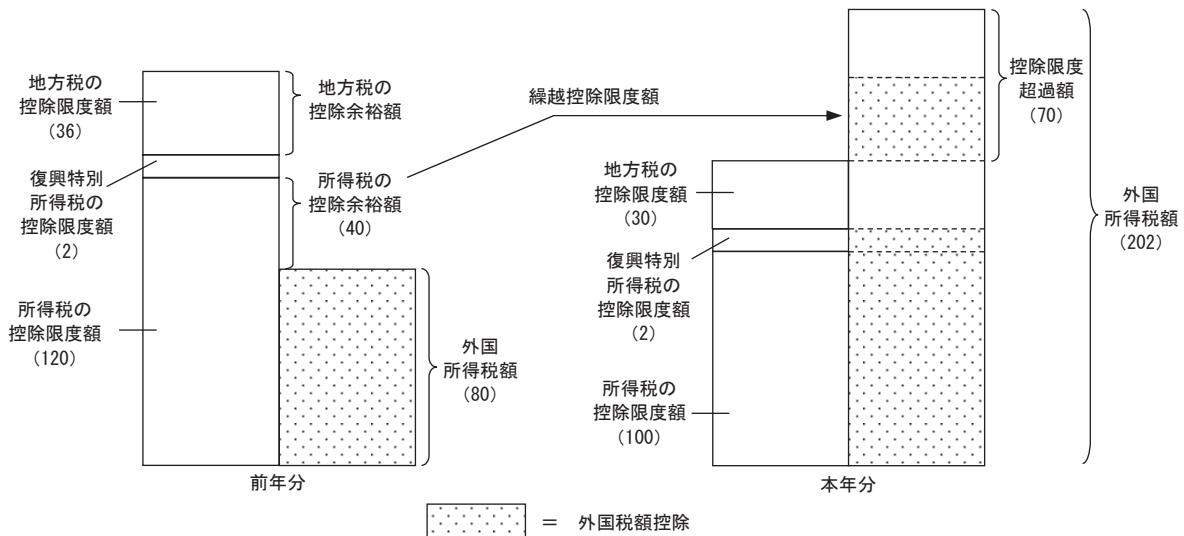
- 2 「繰越控除限度額」とは、その年の前年以前3年内の各年の所得税の控除余裕額又は地方税の控除余裕額を、最も古い年のものから順次に、かつ、同一年のものについては所得税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額の順に、その年の控除限度超過額に充てるものとした場合にその控除限度超過額に充てられることとなるその所得税の控除余裕額の合計額に相当する金額をいいます。

- 3 「所得税の控除余裕額」とは、その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税の控除限度額に満たない場合におけるその所得税の控除限度額からその外国所得税額を控除した金額に相当する金額をいいます。

- 4 「地方税の控除余裕額」とは、①その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税及び復興特別所得税

の控除限度額を超えない場合には、その年の地方税の控除限度額に相当する金額を、②その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税及び復興特別所得税の控除限度額を超えるかつ、その超える部分の金額がその年の地方税の控除限度額に満たない場合には、その地方税の控除限度額からその超える部分の金額を控除した金額に相当する金額をいいます。

5 「控除限度超過額」とは、その年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税及び復興特別所得税の控除限度額と地方税の控除限度額との合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額をいいます。

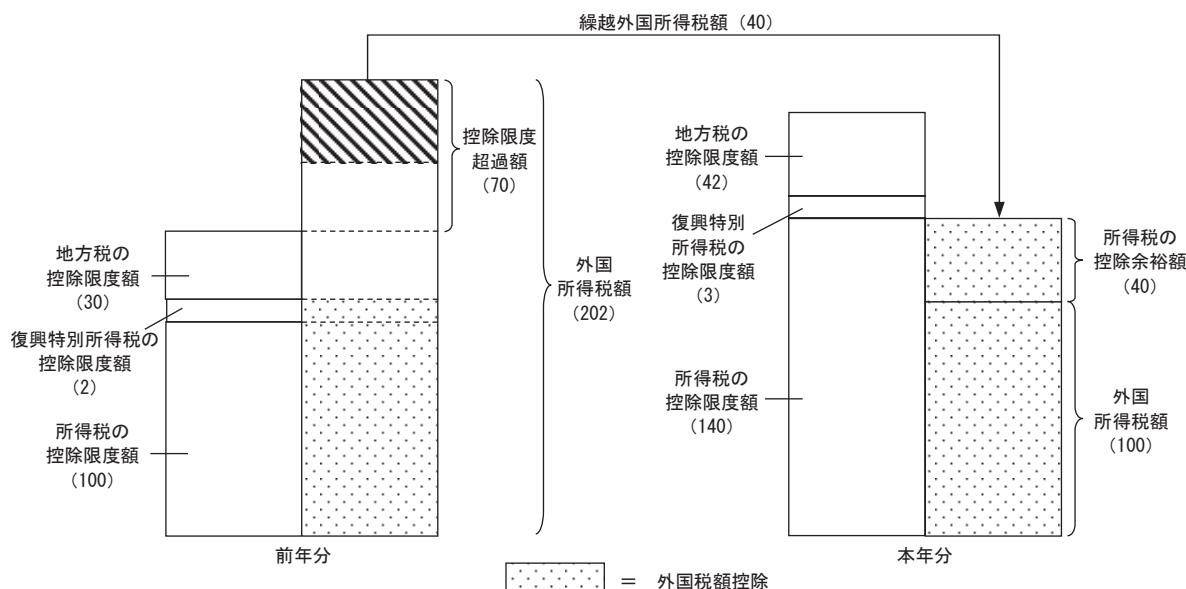


(2) 外国所得税額が控除限度額に満たない場合

居住者が各年において納付することとなる外国所得税額がその年の所得税の控除限度額に満たない場合において、その年の前年以前3年内の各年において納付することとなった外国所得税額のうちその年に繰り越される部分の金額（以下「繰越外国所得税額」といいます。）があるときは、その控除限度額からその年において納付することとなる外国所得税額を控除した残額を限度として、その繰越外国所得税額をその年分の所得税額から控除します。

(注) 1 「繰越外国所得税額」とは、その年の前年以前3年内の各年の控除限度超過額を最も古い年のものから順次その年の所得税の控除余裕額に充てるものとした場合にその所得税の控除余裕額に充てられることとなるその控除限度超過額の合計額に相当する金額です。

2 その年の前年以前3年内の控除限度超過額のうち所得税の控除余裕額を超える部分の金額については、その年の地方税の控除余裕額に充てることにより地方税の外国税額控除を受けられる場合があります。



5 外国所得税額に異動が生じた場合

(1) 外国所得税額が増額された場合

居住者が外国所得税額につき居住者に係る外国税額控除の適用を受けた場合において、その適用を受けた年分後の年分にその外国所得税額の増額があり、かつ、居住者に係る外国税額控除の適用を受けるときは、増額した外国所得税額は、その外国所得税額の増額のあった日の属する年分において新たに生じたものとして居住者に係る外国税額控除の計算を行います。

(2) 外国所得税額が減額された場合

居住者が納付することとなった外国所得税額につき居住者に係る外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後7年内の各年において、その適用を受けた外国所得税額が減額された場合においてその減額されることとなった日の属する年分における居住者に係る外国税額控除及び所得金額の計算は、次のとおりです。

イ 外国所得税額が減額された場合には、その減額されることとなった日の属する年（以下「減額に係る年」といいます。）において納付することとなる外国所得税額（以下「納付外国所得税額」といいます。）からその減額された外国所得税額（以下「減額外国所得税額」といいます。）に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき居住者に係る外国税額控除を適用します。

ロ 減額に係る年に納付外国所得税額がない場合又は納付外国所得税額が減額外国所得税額に満たない場合には、減額に係る年の前年以前3年内の各年の控除限度超過額から、それぞれ減額外国所得税の全額又は減額外国所得税のうち納付外国所得税額を超える部分の金額に相当する金額を控除し、その控除後の金額について居住者に係る外国税額控除を行います。この場合、2以上の年につき控除限度超過額があるときは、まず最も古い年の控除限度超過額から控除を行い、なお控除しきれない金額があるときは順次新しい年分の控除限度超過額から控除します。

ハ 居住者が居住者に係る外国税額控除を受けた年の翌年以後7年内の各年においてその控除をされるべき金額の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合には、その減額外国所得税額のうち上記イ及びロの居住者に係る外国税額控除の適用額の調整に充てられない部分の金額は、外国所得税額が減額された年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

6 居住者に係る外国税額控除を受けるための手続

居住者に係る外国税額控除を受けるためには、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下「申告書等」といいます。）に、外国税額控除の金額を記載します。

確定申告書の記載については、「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄に、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』で計算した金額を転記します。

なお、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』の「5 外国税額控除額等の計算」の⑮欄に金額がある場合には、「区分」の□に「1」と記入します。

また、居住者に係る外国税額控除は次の書類等を申告書等に添付した場合に限り適用され、この場合に外国税額控除額として控除されるべき金額等は、一定の場合を除き、①の明細書に記載された金額が限度となります。

- ① 『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』
- ② 外国所得税を課されたことを証する書類
- ③ 外国の法令により課される税の名称及び金額、その税を納付することとなった日及びその納付の日又は納付予定日、その税を課する外国又はその地方公共団体の名称並びにその税が外国税額控除の対象となる外国所得税に該当することについての説明を記載した書類
- ④ 外国所得税が減額され、上記⑤(2)の適用がある場合には、減額に係る年において減額された外国所得税額につきその減額された金額及びその減額されることとなった日並びにその外国所得税額がその減額に係る年の前年以前の各年において控除されるべき金額の計算の基礎となったことについての説明を記載した書類
- ⑤ 上記③の税を課されたことを証するその税に係る申告書の写し又はこれに代わるべきその税に係る書類及

びその税が既に納付されている場合にはその納付を証する書類（納税証明書や更正決定に係る通知書、賦課決定通知書、納税告知書、源泉徴収票などを含みます。）

⑥ 国外源泉所得の金額の計算に関する明細を記載した書類

※ 国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるときは、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』も添付してください。

また、4で述べたような繰越控除限度額や繰越外国所得税額がある場合で居住者に係る外国税額控除の繰越控除をするときは、それらに係る年のうち最も古い年以後の各年について、その各年の控除限度額やその各年において納付することとなった外国所得税額を記載した『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』と申告書等を提出し、かつ、居住者に係る外国税額控除の繰越控除の適用を受けようとする年分の申告書等にこれらの控除を受ける金額を記載するとともに、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』を添付する必要があります。

なお、このときの外国税額控除額として控除されるべき金額等は、一定の場合を除き、その各年分の申告書等に添付した『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』にその各年の控除限度額やその各年において納付したこととなった外国所得税額として記載した金額を基礎として計算した金額が限度となります。

(注) 1　国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける場合に申告書等に添付すべき書類等は、『外国税額控除に関する明細書（居住者用）』の「書き方（国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用）」をご覧ください。

2　居住者に係る外国税額控除を受ける方で、次に掲げる場合は、それぞれの書類を作成する必要があります。

① 所得税法施行令第221条の3第6項又は第221条の6第2項の規定による共通費用の額の配分を行った場合

- イ 共通費用の額の配分の基礎となる費用の明細及び内容を記載した書類
- ロ 合理的と認められる基準により配分するための計算方法の明細を記載した書類
- ハ ロの計算方法が合理的であるとする理由を記載した書類

② 他の者と行った取引のうち、国外所得金額の計算上、その取引から生ずる所得が国外事業所等に帰せられるものがある場合

- イ 国外事業所等に帰せられる取引（以下「国外事業所等帰属外部取引」といいます。）の内容を記載した書類
- ロ 国外事業所等及び事業場等が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びにその国外事業所等帰属外部取引にかかる負債の明細を記載した書類

ハ 国外事業所等及び事業場等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能並びにその機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

ニ 国外事業所等及び事業場等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びにその部門の業務の内容を記載した書類

③ 事業場等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が内部取引（国外事業所等と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があったとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引が行われたと認められるものをいいます。）に該当する場合

イ 国外事業所等と事業場等との間の内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書などの一定の書類

ロ 国外事業所等及び事業場等が内部取引において使用した資産の明細並びにその内部取引に係る負債の明細

ハ 国外事業所等及び事業場等が内部取引において果たす機能並びにその機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

ニ 国外事業所等及び事業場等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びにその部門の業務の内容を記載した書類

ホ その他内部取引に関連する事実（資産の移転、役務の提供その他内部取引に関連して生じた事実をいいます。）が生じたことを証する書類

